

「台東区公衆喫煙環境の整備指針」改正案における終日禁煙化に反対することについての陳情

【陳情趣旨】

令和8年6月11日開催の環境・安全安心特別委員会において、「台東区公衆喫煙環境の整備指針」の改正についての報告がなされ、令和10年度以降（予定）に屋外の公共の場所において終日喫煙禁止とする案が示されましたが、現行の喫煙ルールを維持するとともに、分煙環境の整備及びマナー対策を中心とした施策を継続することを求めます。

【陳情理由】

貴区では、喫煙する人もしない人も共存できる分煙社会の実現を目指し、喫煙者を感情的に排除することなく、理性的で抑制的な分煙施策を取ってきていただきました。

令和3年の条例改正により、歩きたばこは禁止され、午前7時から午前9時までの公共の場所での喫煙も禁止されています。加えて、喫煙マナー指導員による巡回指導や公衆喫煙所の整備など、様々な対策が既に実施されています。

しかし、今回の整備指針改正案では、令和10年度以降（予定）の区内全域の公共の場所を終日禁煙とする方針が示されており、これまでの施策を大きく転換する内容となっています。私たちは、この終日路上喫煙禁止化には以下の理由から反対します。

1 終日禁止は実効性に乏しく、違反の常態化を招くおそれがある

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の一部施行以降、多くの喫煙者は、喫煙する際の配慮義務を理解し、周囲への配慮に努めながら喫煙しています。

しかし、それでも一部の喫煙者による配慮不足があるのも事実です。

貴区においても、歩きたばこが禁止されているにも関わらず、違反行為は発生してしまっています。

終日路上喫煙禁止を導入しても、全ての違反を取り締まることは現実的に困難であるのに加え、これまで周囲への配慮を行いながら喫煙していた者についても、喫煙場所の選択肢が著しく限定されることとなり、結果として条例違反が増加することに繋がり、「禁止されているが守られていない状態」が常態化するおそれがあります。

終日路上喫煙禁止は、守る人だけが不利益を受け、守らない人には実効的な抑止力が働きにくい制度となるおそれがあり、結果として地域の混乱を招くことを強く懸念しております。

2 問題の本質は『路上喫煙一般』ではなく、特定場所への滞留喫煙である

貴区が示している意見内容を見ても、苦情の多くは「路地裏などが喫煙スポット化している」「店先の灰皿に喫煙者が集まる」といった、特定場所への滞留喫煙に関するものです。

実際には、民泊施設の宿泊客が客室禁煙のため外で集団喫煙をするケースや、喫煙禁止の飲食店の利用客が、店外に集まって談笑しながら喫煙するケースが多く見受けられ、喫煙行為そのものだけでなく、談笑による騒音等が苦情の原因となっている事例も少なくないと考えられます。

これらは単に「路上喫煙を禁止する」だけでは解決せず、民泊事業者や飲食店に対する注意喚起、灰皿管理の徹底、利用客への騒音の抑止を含むマナー周知など、発生源に対する対策こそが重要です。

3 終日禁止は、かえって住民トラブルを増やす可能性がある

喫煙場所が限定され過ぎると、喫煙者が人目につきにくい場所に集中し、住宅前や路地裏、私有地周辺での喫煙が増えることが懸念されます。結果として、煙や臭いだけでなく、集団滞留や会話による騒音など、現在以上に近隣トラブルが増加する可能性があります。特に夜間においては、終日禁止によって喫煙者が特定の場所に集中し、地域住民の生活環境を悪化させるおそれがあります。

4 整備指針改正案の理念とも整合しない

本指針改正案は、「喫煙する人としらない人も共存できる『分煙』社会の実現」を目的としています。しかし、人通りの少ない路上において、他者への迷惑とならないよう配慮した喫煙行為をも条例違反となる区内全域の終日禁煙は、お互いの尊重による「共存」という考え方から大きく転換する施策であり、指針の掲げる理念との整合性に疑問があります。共存を目指すのであれば、必要なのは一律禁止ではなく、適切な分煙環境の整備と、マナー違反者への重点的な対策であると考えます。

【求める事項】

以上の理由から、貴区に対し、以下を求めます。

1. 令和10年度以降の区内全域の終日路上喫煙禁止の導入を既定路線とせず、適切で実効性のある喫煙ルールを定めるための検討期間とすること。
2. 令和10年度までの間、現行の喫煙ルール（歩きタバコ禁止及び朝7時～9時の喫煙禁止）を維持すること。
3. 本整備指針には、今後の公衆喫煙所整備の方向性が明確となるよう、重点エリア及び整備目標数を含む整備計画を明文化すること。
4. 喫煙マナー指導員による重点的な巡回指導及び滞留喫煙が発生している場所への個別対策を強化すること。あわせて、民泊事業者、飲食店等に対し、喫煙マナーの徹底及び騒音防止に関する指導・周知を強化すること。
5. 公衆喫煙所の整備及び分煙環境の改善を継続し、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境づくりを進めること。

【おわりに】

本陳情は、決して無秩序な喫煙行為を認める趣旨のものではありません。

たばこのポイ捨てや人混みでの受動喫煙を招く喫煙行為、集団喫煙によつての騒音や通行妨害、軒先への座り込みなど、他者への迷惑行為を伴う喫煙行為については無くさなければなりません。しかしながら、他者に迷惑を及ぼさないよう十分に配慮された喫煙行為まで一律に規制することについては、その必要性及び妥当性について慎重な検討が求められるものと考えます。

台東区議会におかれましては、本陳情の意図するところをお汲み取りいただき、貴区の喫煙環境について、引き続き喫煙者と非喫煙者が共存できる環境づくりを堅持するようお願い申し上げます。

以上

令和8年8月24日

台東区議会議長

石 塚 猛 殿